

草津市公報

発行日 令和6年1月15日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 1 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）	2
草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（職員課）	3
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（幼児課）	24
草津市都市公園条例の一部を改正する条例（プール整備事業推進室）	26
草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税務課）	30
草津市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）	33

◎ 規 則

草津市特定教育・保育施設等の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則（幼児施設課）	34
草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則（保険年金課）	41
草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則（生活支援課）	43
草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（市民課）	45
草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	46
草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	48

◎ 告 示

住民票の職権消除について（市民課）	52
（仮称）草津市立プールネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱（プール整備事業推進室）	52
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	53
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	53
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	53
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	54
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	54
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	54
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	54
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	55
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	55
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	55

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づき医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	55
公示送達について（税務課）	55
草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	56
公示送達について（税務課）	57
草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	58
草津市商店街周辺における防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱（商工観光労政課）	59
道路の区域変更について（土木管理課）	63
道路の供用開始について（土木管理課）	63
指定管理者の指定について（農林水産課）	64
指定管理者の指定について（農林水産課）	64
公示送達について（納税課）	64
指定管理者の指定について（まちづくり協働課）	66
令和5年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課）	66

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	67
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	67
草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について（農林水産課）	68
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	69
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	69
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	69
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	70
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	70
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	71
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	71
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	71

◎ 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表について	72
----------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	73
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	73
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	74

条 例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年12月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第20号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)
第1条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和45年草津市条例第2号)の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 <現行どおり> (期末手当の額および支給方法) 第5条 <現行どおり> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) <現行どおり> 3～4 <現行どおり> 第6条～第7条 <現行どおり> 別表 <現行どおり>	第1条～第4条 <省略> (期末手当の額および支給方法) 第5条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) <省略> 3～4 <省略> 第6条～第7条 <省略> 別表 <省略>

第2条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 <現行どおり> (期末手当の額および支給方法) 第5条 <現行どおり> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) <現行どおり> 3～4 <現行どおり> 第6条～第7条 <現行どおり> 別表 <現行どおり>	第1条～第4条 <省略> (期末手当の額および支給方法) 第5条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) <省略> 3～4 <省略> 第6条～第7条 <省略> 別表 <省略>

付 則
(施行期日等)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員
条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の議員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員条例の規定による報酬の内払とみなす。

(令和5年12月22日揭示済み)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第21号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> (給料) 第2条 給料は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年草津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。第10条および第30条において同じ。)および退職手当を除いたものとする。 第3条～第20条の2 <現行どおり> (期末手当) 第21条 <現行どおり> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第1条 <省略> (給料) 第2条 給料は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年草津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第10条および第30条において同じ。)および退職手当を除いたものとする。 第3条～第20条の2 <省略> (期末手当) 第21条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正後	改正前
(1)～(4) 《現行どおり》 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～5 《現行どおり》 第21条の2～第21条の3 《現行どおり》 (勤勉手当) 第22条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 《現行どおり》 第22条の2～第22条の3 《現行どおり》 第22条の4 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に支給する。 2 第22条の2第2項から第4項までの規定は、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について準用する。 第23条～第32条 《現行どおり》 別表第1（第3条第1号関係） (別添1－1のとおり) 別表第2（第3条第2号関係） (別添2－1のとおり) 別表第3（第3条第3号関係） (別添3－1のとおり) 別表第4（第3条第4号関係） (別添4－1のとおり) 別表第5～別表第6 《現行どおり》	(1)～(4) 《省略》 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～5 《省略》 第21条の2～第21条の3 《省略》 (勤勉手当) 第22条 《省略》 2 《省略》 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 《省略》 第22条の2～第22条の3 《省略》 第22条の4 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に支給する。 2 第22条の2第2項から第4項までの規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。 第23条～第32条 《省略》 別表第1（第3条第1号関係） (別添1－2のとおり) 別表第2（第3条第2号関係） (別添2－2のとおり) 別表第3（第3条第3号関係） (別添3－2のとおり) 別表第4（第3条第4号関係） (別添4－2のとおり) 別表第5～別表第6 《省略》

第2条 草津市職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第20条の2 <現行どおり> (期末手当) 第21条 <現行どおり> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) <現行どおり> 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～5 <現行どおり> 第21条の2～第21条の3 <現行どおり> (勤勉手当) 第22条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 <現行どおり> 第22条の2～第32条 <現行どおり> 別表第1～別表第6 <現行どおり>	第1条～第20条の2 <省略> (期末手当) 第21条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) <省略> 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～5 <省略> 第21条の2～第21条の3 <省略> (勤勉手当) 第22条 <省略> 2 <省略> (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 <省略> 第22条の2～第32条 <省略> 別表第1～別表第6 <省略>

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 <現行どおり> (特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用	第1条～第6条 <省略> (特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用

改正後	改正前																																
された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>839,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～6 ＜現行どおり＞ （給与条例の適用除外等） 第8条 ＜現行どおり＞ 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 ＜現行どおり＞ 第9条 ＜現行どおり＞	号給	給料月額（円）	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>	された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>376,000</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>422,000</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>472,000</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>533,000</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>608,000</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>710,000</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>830,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～6 ＜省略＞ （給与条例の適用除外等） 第8条 ＜省略＞ 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 ＜省略＞ 第9条 ＜省略＞	号給	給料月額（円）	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																
7	<u>839,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>376,000</u>																																
2	<u>422,000</u>																																
3	<u>472,000</u>																																
4	<u>533,000</u>																																
5	<u>608,000</u>																																
6	<u>710,000</u>																																
7	<u>830,000</u>																																

第4条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第7条 ＜現行どおり＞ （給与条例の適用除外等） 第8条 ＜現行どおり＞ 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 ＜現行どおり＞	第1条～第7条 ＜省略＞ （給与条例の適用除外等） 第8条 ＜省略＞ 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 ＜省略＞

改正後	改正前
第9条 <現行どおり>	第9条 <省略>

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 草津市長および副市長の給与等に関する条例（昭和43年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> (給与)	第1条 <省略> (給与)
第2条 <現行どおり>	第2条 <省略>
2 <現行どおり>	2 <省略>
3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
4 <現行どおり>	4 <省略>
第3条～第5条 <現行どおり>	第3条～第5条 <省略>
別表 <現行どおり>	別表 <省略>

第6条 草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> (給与)	第1条 <省略> (給与)
第2条 <現行どおり>	第2条 <省略>
2 <現行どおり>	2 <省略>
3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
4 <現行どおり>	4 <省略>
第3条～第5条 <現行どおり>	第3条～第5条 <省略>
別表 <現行どおり>	別表 <省略>

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和29年草津市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> (給与の額) 第3条 <現行どおり> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 <現行どおり> 第4条～第5条 <現行どおり>	第1条～第2条 <省略> (給与の額) 第3条 <省略> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 <省略> 第4条～第5条 <省略>

第8条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> (給与の額) 第3条 <現行どおり> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 <現行どおり> 第4条～第5条 <現行どおり>	第1条～第2条 <省略> (給与の額) 第3条 <省略> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 <省略> 第4条～第5条 <省略>

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（昭和40年草津市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> (給与の額) 第3条 <現行どおり> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	第1条～第2条 <省略> (給与の額) 第3条 <省略> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

改正後	改正前
第4条～第5条 《現行どおり》	第4条～第5条 《省略》

第10条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額) 第3条 《現行どおり》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 《現行どおり》 第4条～第5条 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 (給与の額) 第3条 《省略》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 《省略》 第4条～第5条 《省略》

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第11条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年草津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (給与の種類) 第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）および退職手当とする。 第3条～第14条の2 《現行どおり》 (災害派遣手当) 第14条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において読み替えて準用する場合を含む。）および新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員で住所または居所を離れて	第1条 《省略》 (給与の種類) 第2条 《省略》 2 《省略》 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）および退職手当とする。 第3条～第14条の2 《省略》 (災害派遣手当) 第14条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において読み替えて準用する場合を含む。）および新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員で住所または居所を離れて本

改正後	改正前
本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。 第15条～第22条 《現行どおり》	市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。 第15条～第22条 《省略》

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条および第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる条例の規定は、公布の日において在職している職員について当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（草津市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例および第3条の規定（草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付条例 令和5年4月1日
 - (2) 第1条の規定（給与条例第21条第2項および第3項ならびに第22条第2項第1号および第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第3条の規定（任期付条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例、第5条の規定による改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例、第7条の規定による改正後の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例および第9条の規定による改正後の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例 令和5年12月1日
 - (3) 第1条の規定（給与条例第2条および第22条の4の改正規定に限る。）による改正後の給与条例および第11条の規定による改正後の草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例 この条例の施行の日前に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合においては、最初に当該新型インフルエンザ等対策本部が設置された日
- 3 前項第1号および第2号に掲げる条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、前項第1号および第2号に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。
 - (1) 第1条の規定による改正前の給与条例
 - (2) 第3条の規定による改正前の任期付条例
 - (3) 第5条の規定による改正前の草津市長および副市長の給与等に関する条例
 - (4) 第7条の規定による改正前の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例
 - (5) 第9条の規定による改正前の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例